

学校跡地の活用に関する基本的な考え方

「町田市新たな学校づくり推進計画」では、2040年度までに市立小・中学校（以下「学校」という。）の統合によって、学校の跡地は23校となる予定である。

市有財産の活用については、「市有財産の戦略的活用に関する基本方針」に基づき行っている。

学校は、教育活動（授業・部活動）の場としてだけでなく、避難施設や地域の活動の場など、地域の実情に応じて様々な用途に活用されており、地域住民にとって身近な場所として、多くの機能を有している。

そうしたことから、今後生じる学校の跡地の活用に関する検討は慎重に行うことが必要であるため、基本的な考え方を以下のとおり整理し、この考え方をもとに進めていくものとする。

1 基本的な考え方

（1）市有財産の活用の考え方

- ・上位計画（基本計画、都市づくりのマスタープラン）におけるまちづくりの将来像との整合を図る。
- ・市の施策を踏まえ、活用を行う場合には民間事業者とのコラボレーションなどにより、市の財政負担が最小限となる活用を目指す。
- ・市の施策として活用しない場合は、民間事業者等へ処分、貸付を積極的に行う。

（2）「町田市公共施設等総合管理計画」を踏まえた活用の考え方

- ・「町田市公共施設等総合管理計画」で掲げる4つの基本方針（施設総量の圧縮、ライフサイクルコストの削減、官民連携によるサービス向上、既存施設の有効活用）を踏まえて活用する。

2 留意事項

- ・現在学校が担っている避難施設などの機能は、統合新設校や周辺施設等へ引き継ぐものの、引き継ぐことが難しい機能については、学校の跡地において引き継ぐ。
- ・校舎などの建物については原則取り壊す。

